【書類名】実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第４３条第５項の規定による書面

【提出日】令和　年　月　日

【あて先】特許庁長官　　　　　　殿

【事件の表示】

【実用新案登録番号】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【優先権書類の電子的交換に係る記載事項】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【出願の区分】

【アクセスコード】

【優先権証明書提供国（機関）】

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　当該書面は、実用新案権の設定登録後に優先権書類の電子的交換を行う場合に限り、書面により提出することができる。当該書面はオンラインによる提出はできない。

２　「【提出者】」の欄には、当該書面提出時の実用新案権者を記載する。

３　２以上の優先権書類の電子的交換を行うときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【優先権書類の電子的交換に係る記載事項】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【出願の区分】

【アクセスコード】

【優先権証明書提供国（機関）】

【優先権書類の電子的交換に係る記載事項】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【出願の区分】

【アクセスコード】

【優先権証明書提供国（機関）】

４　その他は、実用新案法施行規則様式第１の備考１から４まで、７から11まで、13、17、19、31、33から35まで、37及び38、様式14の２の備考11並びに様式第15の備考２と同様とする。この場合において、様式第１の備考９中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【提出者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「提出者」と、備考33中「願書」とあるのは「当該書面」と読み替えるものとする。